

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
30	重度心身障がい者医療費助成事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

鹿沼市は、重度心身障がい者医療費助成事務について、特定個人情報ファイルを取り扱う際に生じる個人のプライバシー等の権利利益に影響を与える特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じた上で、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

本市が条例で定める独自利用事務である。

## 評価実施機関名

栃木県鹿沼市長

## 公表日

令和6年1月17日

## I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	重度心身障がい者医療費助成事務
②事務の概要	<p>鹿沼市重度心身障がい者医療費助成に関する条例(昭和48年鹿沼市条例第16号)の規定に基づき、市長が受給資格者として認めた重度心身障がい者に対し、その医療費の一部を助成する。</p> <p>特定個人情報ファイルは、次に掲げる処理において使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①受給資格認定申請に係る重度心身障がい者の特定</li><li>②受給資格認定審査に必要な個人情報の庁内連携による取得</li><li>③受給資格認定審査に必要な保険資格情報の取得</li><li>④医療費助成の実績の記録及び管理</li></ul>
③システムの名称	・TASK医療費助成システム ・中間サーバー、ソフトウェア
2. 特定個人情報ファイル名	
重度心身障がい者医療費助成ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"><li>・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第2項</li><li>・鹿沼市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例(平成27年鹿沼市条例第28号)</li></ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第9号 鹿沼市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例第3号第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部障がい福祉課障がい医療係
②所属長の役職名	障がい福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総合政策部総合政策課総務係 0289-63-2138
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健福祉部障がい福祉課障がい医療係 0289-63-2127

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年11月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年11月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類					
[ 基礎項目評価書 ]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書				
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。					
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)					
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用					
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			[ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			[ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
7. 特定個人情報の保管・消去					
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 監査					
実施の有無	<input checked="" type="radio"/> 自己点検	[ ] 内部監査	[ ] 外部監査		
9. 従業者に対する教育・啓発					
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない			

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月25日	表紙「特記事項」	なし	本市が条例で定める独自利用事務である。	事後	運用開始前であるため
平成27年12月25日	I ②事務の概要	栃木県重度心身障害者医療費補助金交付要領及び鹿沼市重度心身障害者医療費助成に関する条例及び施行規則に則り、医療費助成事務を行う。特定個人情報ファイルは以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書の確認 ②助成要件に必要な各種情報の照会	鹿沼市重度心身障害者医療費助成に関する条例(昭和48年鹿沼市条例第16号)の規定に基づき、市長が受給資格者として認めた重度心身障害者に対し、その医療費の一部を助成する。特定個人情報ファイルは、次に掲げる処理において使用する。 ①受給資格認定申請に係る重度心身障害者の特定 ②受給資格認定審査に必要な個人情報の府内連携による取得 ③受給資格認定審査に必要な保健資格情報の取得 ④医療費助成の実績の記録及び管理	事後	運用開始前であるため
平成27年12月25日	3「法令上の根拠」	番号法第9条第2項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第2項 ・鹿沼市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例(平成27年鹿沼市条例第28号)第3条第1項	事後	運用開始前であるため
平成27年12月25日	4①「実施の有無」	実施しない	実施する	事後	運用開始前であるため
平成27年12月25日	4②「法令上の根拠」	記載なし	番号法第19条第14号(規則連携)	事後	運用開始前であるため
平成27年12月25日	2「特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	500人以上	500人未満	事後	運用開始前であるため
平成29年7月28日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	障がい福祉課長 小林 和弘	障がい福祉課長 田野井秀雄	事後	
平成29年7月28日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	平成27年12月1日	平成29年6月20日	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月28日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年12月1日	平成29年6月20日	事後	
平成29年7月28日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第2項</li> <li>・鹿沼市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例(平成27年鹿沼市条例第28号)第3条第1項</li> </ul>	<p>「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」 第9条第2項 「鹿沼市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例」 第3条第1項</p>	事後	
平成29年7月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第14号(規則連携)	<p>「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」 第19条第8号 鹿沼市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例第3条第2項</p>	事後	
平成31年3月22日	I 5②所属長の役職名	障がい福祉課長 田野井秀雄	障がい福祉課長	事後	
平成31年3月22日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	平成29年6月20日	平成31年2月1日	事後	
平成31年3月22日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	平成29年6月20日	平成31年2月1日	事後	
平成31年3月22日	IVリスク対策	(なし)	(項目を追加)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年7月30日	I 関連情報 7・特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	総務部総務課総務係 0289-63-2138	総務部総合政策課総務係 0289-63-2138	事後	
令和2年7月30日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	平成31年2月1日	令和2年7月15日	事後	
令和2年7月30日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年2月1日	令和2年7月15日	事後	
令和3年10月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 鹿沼市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例 第3号第2項	番号法第19条第9号 鹿沼市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例 第3号第2項	事後	
令和3年10月30日	I 関連情報 7・特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	総務部総合政策課総務係 0289-63-2138	総合政策部総合政策課総務係 0289-63-2138	事後	
令和3年10月30日	II しきい値判断項目 1..対象人数 いつの時点の計数か	令和2年7月15日	令和3年10月30日 時点	事後	
令和3年10月30日	II しきい値判断項目 2..取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年7月15日	令和3年10月30日 時点	事後	
令和5年11月24日	II しきい値判断項目 1. 対象者数 いつ時点の計数か	令和3年10月30日 時点	令和5年11月1日 時点	事後	
令和5年11月24日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年10月30日 時点	令和5年11月1日 時点	事後	